

1 第1章 計画策定の基本的な考え方

2 I 計画の概要

4 1 策定の趣旨

5 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野
6 における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画
7 社会を実現するため、本県では、茨城県男女共同参画推進条例（平成13年茨
8 城県条例第1号）に基づく基本的な計画として、平成28(2016)年3月に「茨
9 城県男女共同参画基本計画(第3次) ～人が変わる 組織が変わる 社会が
10 変わる～」を策定し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野
11 において計画に基づく施策を総合的に推進してまいりました。

12 しかしながらこの間、急速な人口減少社会の進展と少子高齢化、経済・社会
13 のグローバル化の進行、AIなどの技術進歩、若年層を中心とした人口の東京
14 への一極集中など、社会情勢は大きく変化しています。また、SDGs（持続
15 可能な開発目標）の達成に向けた世界的な潮流、国の第5次男女共同参画基本
16 計画の策定や関係法制度の整備も進んできています。

17 こうした中で、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつありますが、
18 固定的な性別役割分担意識はいまだ根強く残っています。また、社会の様々な
19 分野への女性の参画は進んできているものの、出産、子育て、介護期の女性た
20 ちが退職せざるを得ない、再就職した後は、非正規雇用など不安定な雇用や能
21 力に見合わない仕事など、雇用の場での不利な状況や、仕事と生活の調和につ
22 いての希望と現状の乖離、女性に対する暴力の問題など、様々な場面における
23 課題が存在しています。

24 活力ある地域社会をつくるためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参
25 画の促進、男女の働き方の見直し、女性に対する暴力の根絶など、男女共同参
26 画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

27 加えて、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行は、全て
28 の人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、平常時の固定的
29 な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在
30 化させています。このことから、平常時からあらゆる施策のなかに、男女共同
31 参画の視点を含めることが重要であり、非常時において、女性や脆弱な状況に
32 ある人々に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求めら
33 れています。

34 このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な
35 課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な
36 展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すた
37 め、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の基本理念

この計画の基本理念は、「茨城県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会制度・慣行への配慮，多様な生き方の選択
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
- (5) 国際的協調

3 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき，国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ，県民・事業者・関係団体，NPO，国，市町村など多様な主体との緊密な連携のもと，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【出典】国際連合広報センターホームページ

4 計画の体系

(1) 計画を推進するための基本的方向

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性(2) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の
調和

施策の方向性(3) 地域における男女共同参画の推進

施策の方向性(4) 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性(1) あらゆる暴力の根絶

施策の方向性(2) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対す
る支援と多様性を尊重する環境の整備

施策の方向性(3) 生涯を通じた健康支援

施策の方向性(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性(1) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

施策の方向性(2) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革, 理解
の促進

(2) 推進体制と進行管理

1 県の推進体制の充実

2 連携の強化

3 進行管理等

5 計画の期間

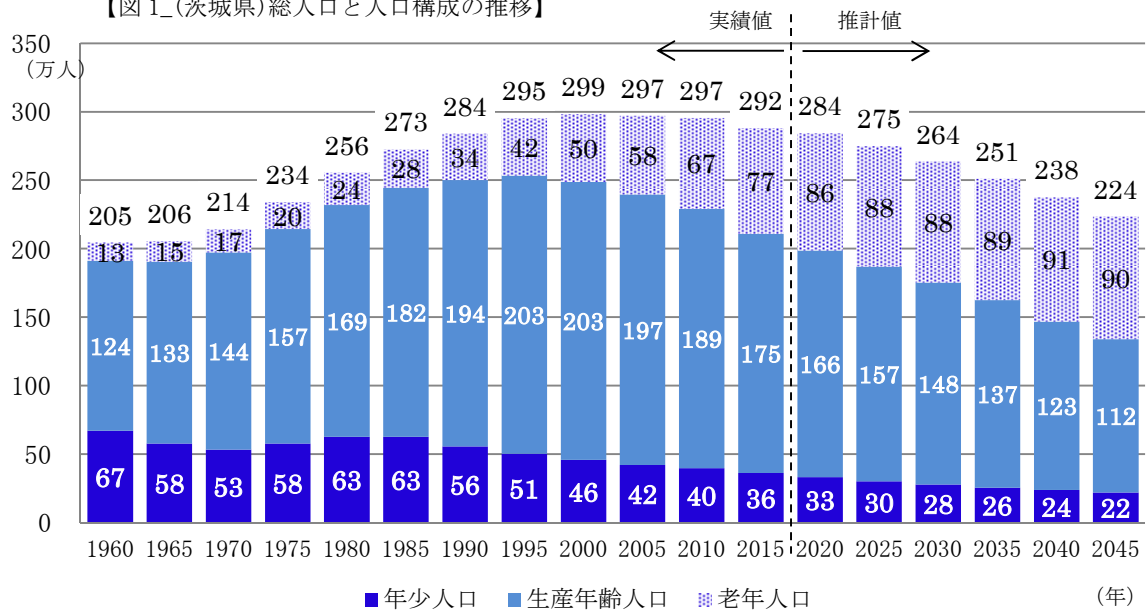
計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

II 男女共同参画を取り巻く潮流

1 少子高齢化と人口減少社会

- 本県の人口は、2000年の約299万人を頂点として、2010年には297万人、2015年は292万人と減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には、約224万人まで減少すると見込まれ、2000年の約299万人から約75万人の減少となります。

【図1_（茨城県）総人口と人口構成の推移】

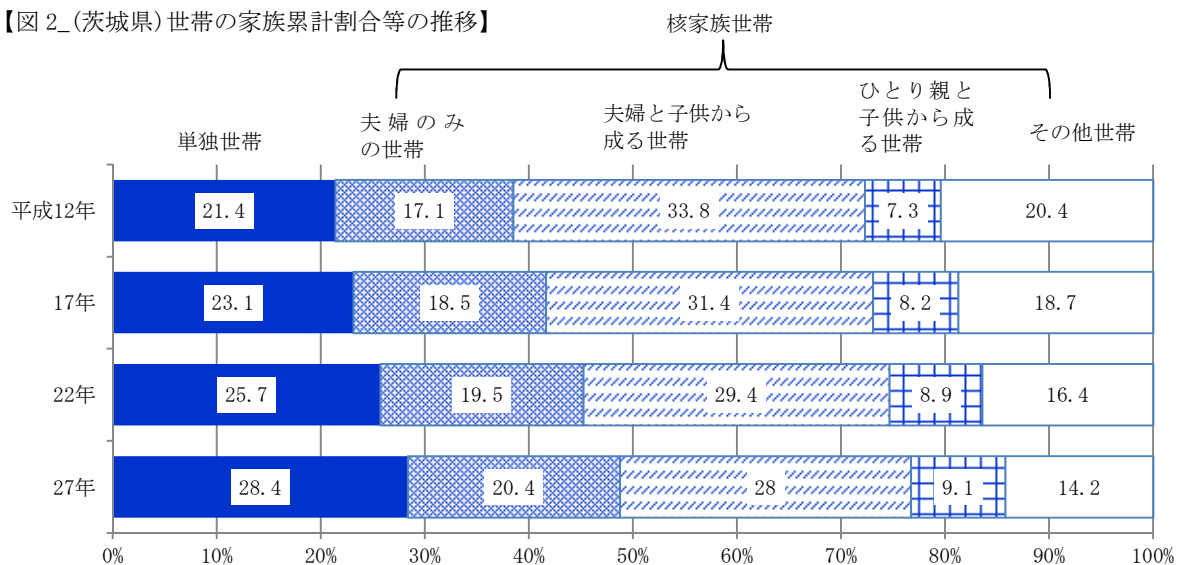


【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

【注記】 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

- 世帯の家族類型別割合をしてみると、「夫婦と子供」世帯の割合が低下、「単独」世帯・「夫婦のみ」世帯の割合が上昇しています。

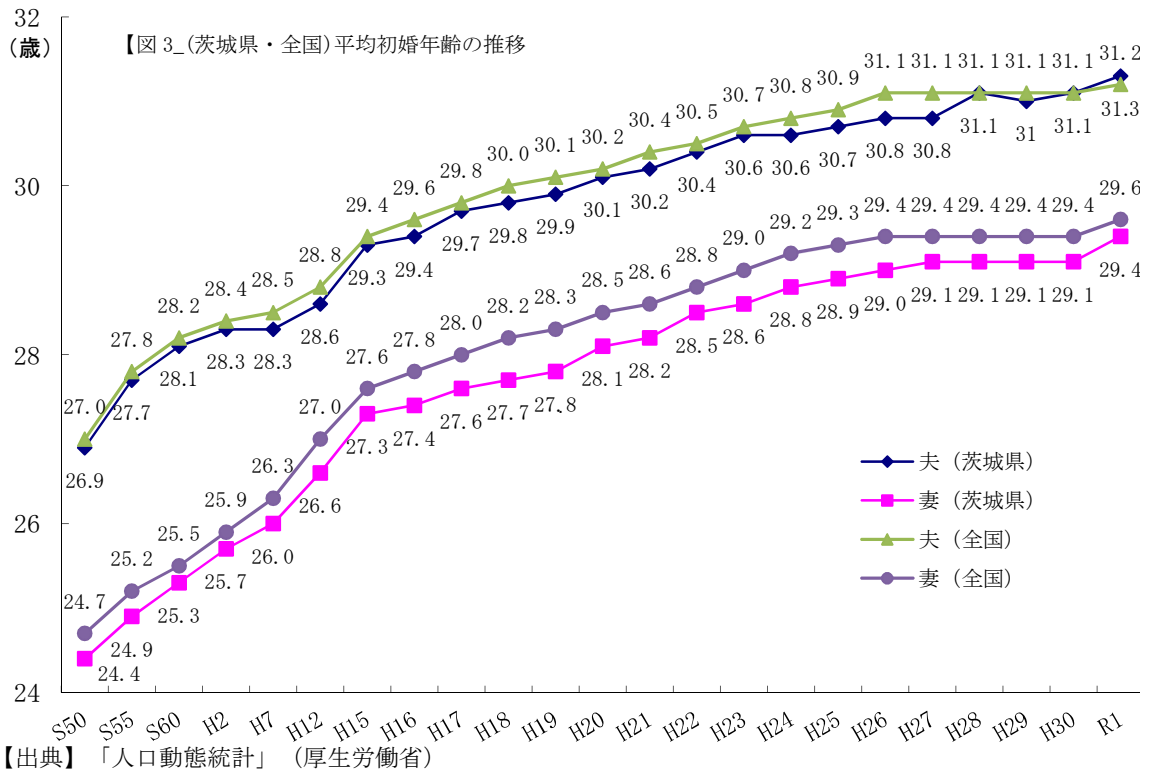
【図2_（茨城県）世帯の家族累計割合等の推移】



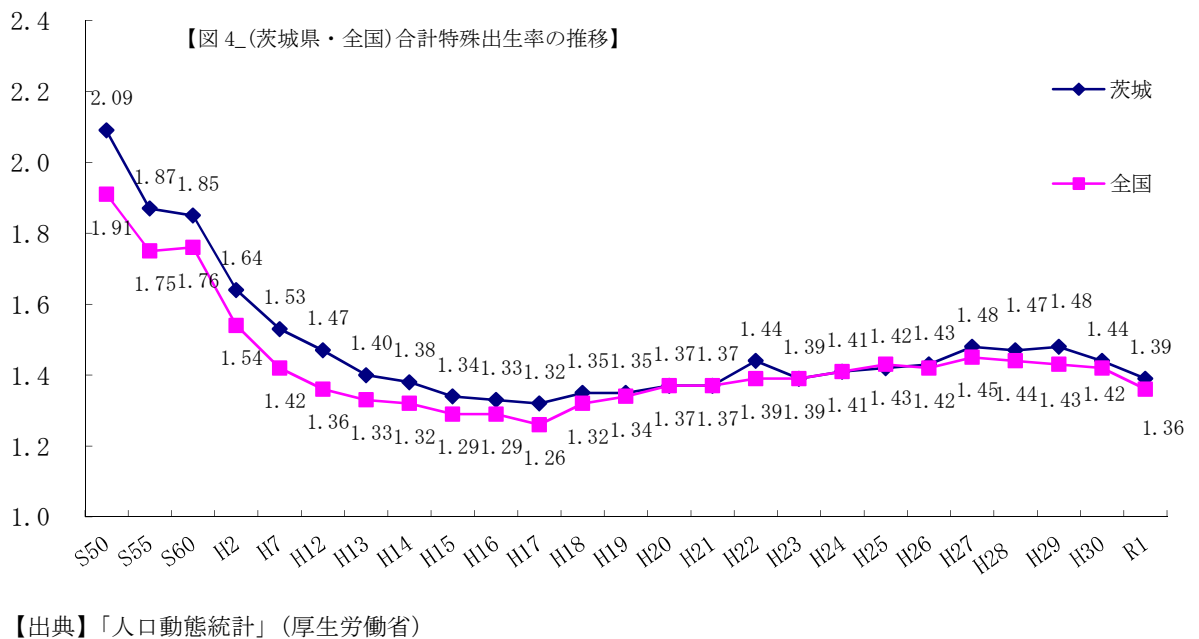
【出典】 茨城県統計課「平成27年国勢調査人口等基本集計結果概要（確定数）世帯の家族類型

【注記】 平成12年から平成17年までの数値は、新分類区分による遡及集計結果による

- 本県の平均初婚年齢は、平成 27(2015) 年以降は横ばい傾向にあります
が、長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚化が進んでいます。

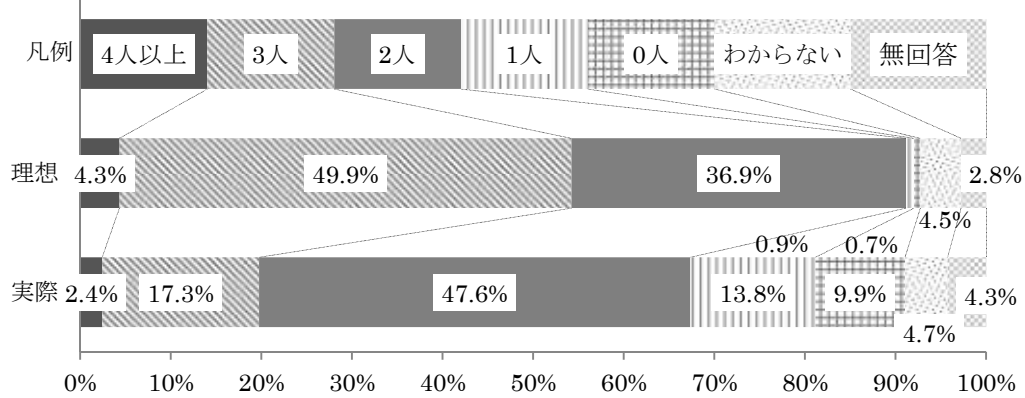


- 本県の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産む子供の推定人数)は、近年は全国値と近い数値で推移しており、令和元(2019)年は茨城県1.39、全国1.36となりました。なお、出生数は18,004人で、前年の19,368人から1,364人減少しました。

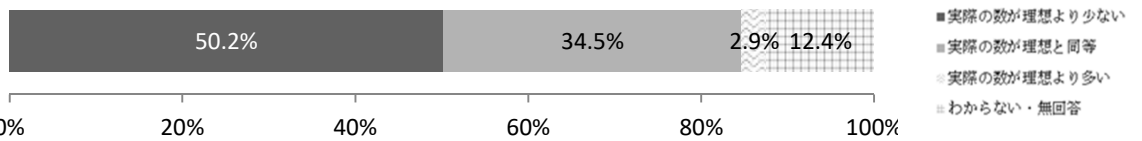


- 「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査（以下「令和元年度県民意識調査」という。）」によると、回答者の約5割は、理想とする子どもの数より実際の子ども数が少ないと回答しており、その理由として、「子どもの教育等経済的負担が増えるため」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため」、「欲しいけれどできないため」などが挙げられています。

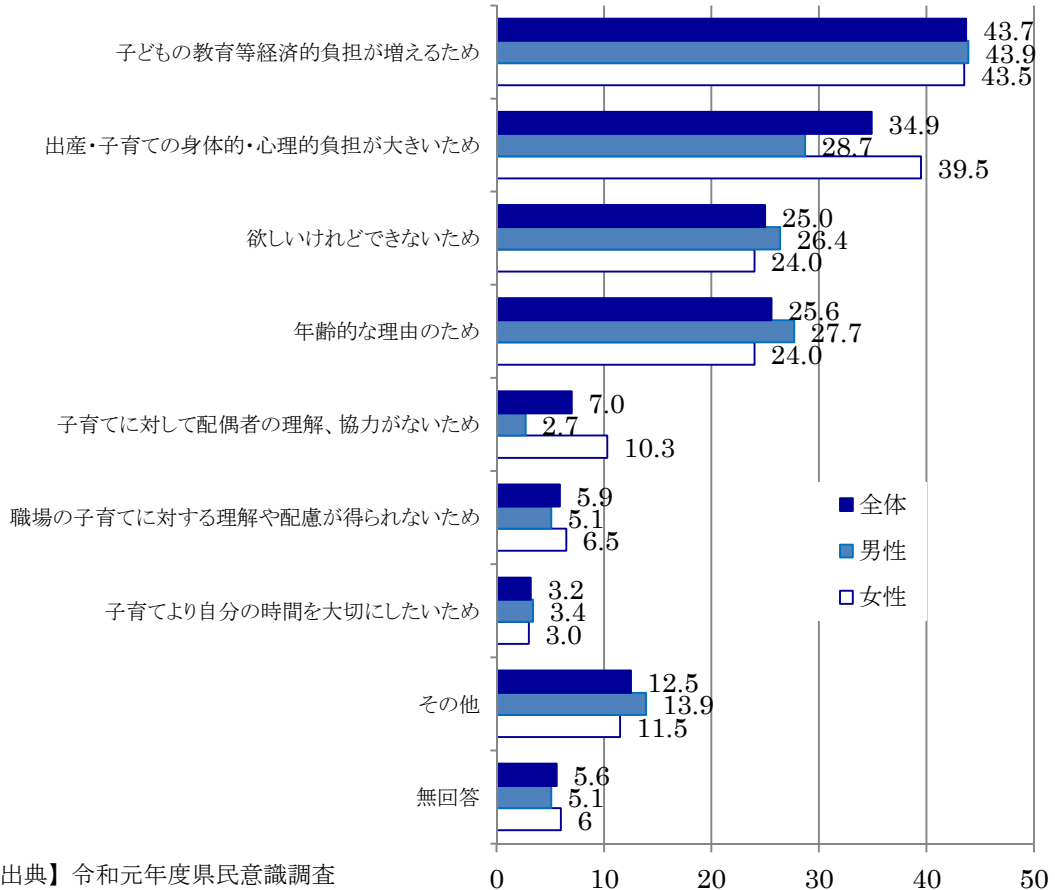
【図5_ (茨城県)理想とする子どもの数と実際の子供の数】 (単位：%)



<理想と現実の差>

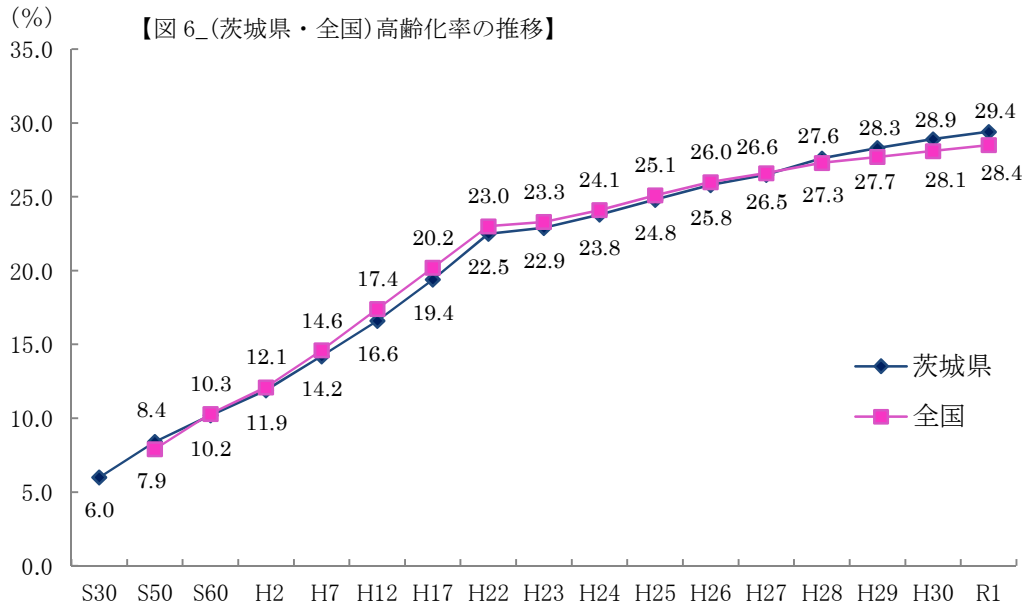


<理想の子どもの数と実際の子どもの数が異なる理由> (単位：%)



【出典】 令和元年度県民意識調査

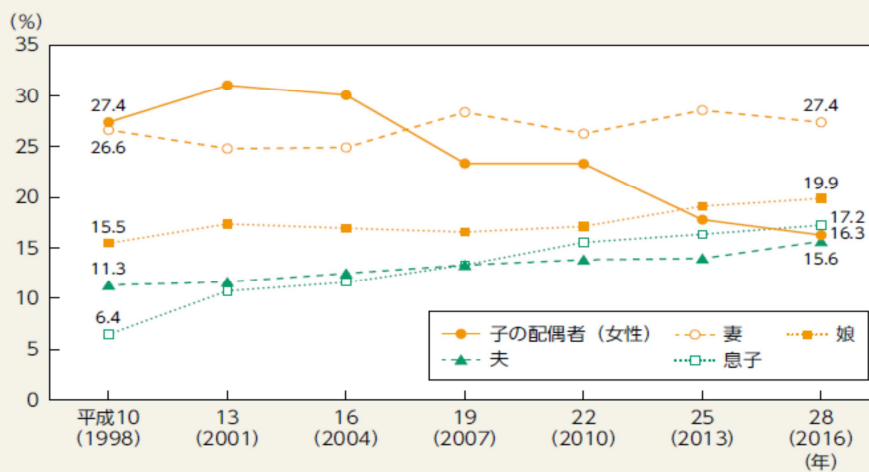
- 本県の総人口に占める 65 歳以上の人口割合（高齢化率）は、全国と同様に年々増加しています。男女別では、男性より女性の高齢化率が高くなっています。（令和元年度茨城県男女別高齢化率男性 26.6%，女性 32.2%）



【出典】茨城県「茨城県常住人口調査」（各年 10 月 1 日現在）（統計課）
 全国「国勢調査」（S50～H22, H27）, 「年齢（5 歳階級）, 男女別人口及び割合－総人口」（H23～H26, H28～R1 各年 10 月 1 日現在）（総務省統計局）

- 全国的に見ると、同居の主な介護者は、男女別では、女性の割合が高いものの、男性の割合が増加しています。また、続柄別では、「子の配偶者（女性）」が大きく減少し、「息子」が増加しています。また、男女ともに 5 割以上が働きながら介護をしています。

【図 7_ (全国) 同居の主たる介護者の推移】



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 2. 当該調査における「主な介護者」とは、「介護を要する者」を主に介護する者（配偶者、子どもの家族や親族等と訪問介護事業者）をいう。

【出典】令和 2 年度男女共同参画白書

【図8_ (全国) 仕事を持つ介護者・フルタイム介護者の割合】

平成23 (2011) 年						平成28 (2016) 年									
性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者		性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)			実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)
女性	総数	4,154	7.5	1,975	47.5	860	20.7	総数	4,211	7.6	2,137	50.7	1,012	24.0	
	30歳未満	237	2.5	124	52.3	93	39.2	30歳未満	117	1.3	86	73.5	65	55.6	
	30代	333	3.8	196	58.9	117	35.1	30代	279	3.7	177	63.4	113	40.5	
	40代	570	6.7	339	59.5	158	27.7	40代	615	6.6	447	72.7	240	39.0	
	50代	1,279	16.1	790	61.8	363	28.4	50代	1,193	15.6	817	68.5	420	35.2	
	60代	1,043	11.1	426	40.8	116	11.1	60代	1,233	13.3	495	40.1	157	12.7	
70歳以上	691	6.0	100	14.5	12	1.7	70歳以上	775	6.2	115	14.8	17	2.2		
男性	総数	2,675	5.1	1,862	69.6	1,126	42.1	総数	2,776	5.3	1,831	66.0	1,193	43.0	
	30歳未満	162	1.6	119	73.5	84	51.9	30歳未満	141	1.5	72	51.1	55	39.0	
	30代	154	1.7	142	92.2	110	71.4	30代	124	1.6	106	85.5	87	70.2	
	40代	355	4.1	324	91.3	264	74.4	40代	363	3.8	327	90.1	270	74.4	
	50代	709	9.1	644	90.8	435	61.4	50代	716	9.4	650	90.8	506	70.7	
	60代	778	8.9	509	65.4	226	29.0	60代	838	9.5	547	65.3	251	30.0	
70歳以上	517	6.2	123	23.8	8	1.5	70歳以上	593	6.4	129	21.8	24	4.0		

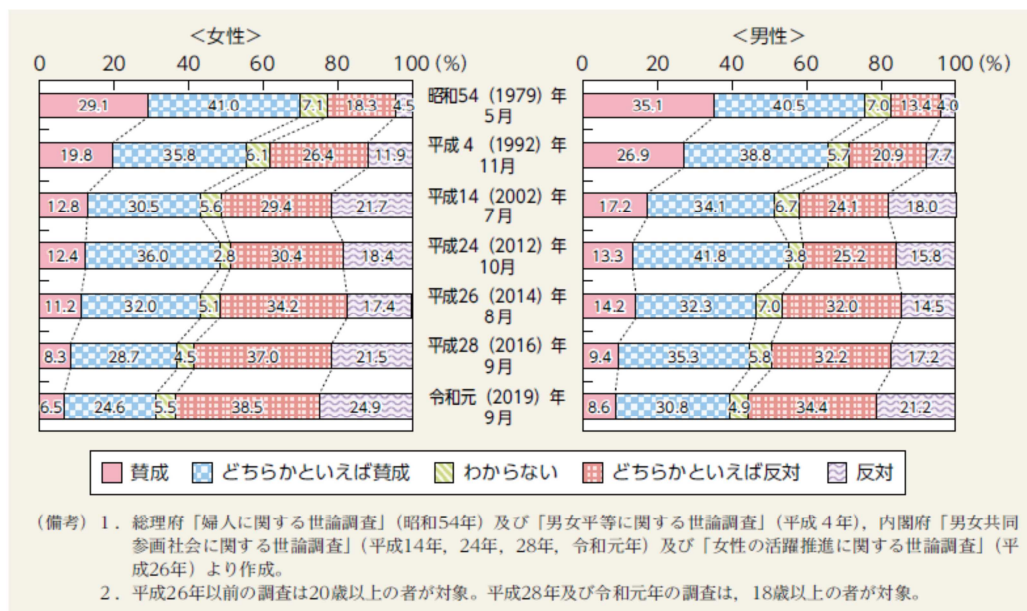
(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 介護の定義は、1-特-23図と同じ。
 3. 「仕事を持つ介護者」は、介護者のうち有業者, 「フルタイム勤務の介護者」は、雇用されている人のうちフルタイムの介護者をいう。
 4. 当該調査における「フルタイム勤務」とは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務（1日8時間で週5日など）をいう。

【出典】令和2年度男女共同参画白書

2 暮らし方の変化

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合）は、男女とも長期的に増加傾向にあり、内閣府の令和元（2019）年度の調査では、男女ともに6割前後となっています。（男性55.7%、女性63.4%）

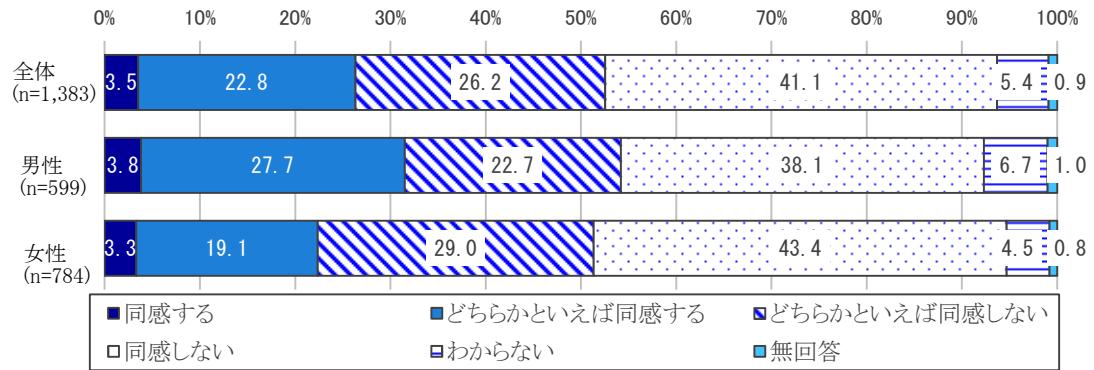
【図9_ (全国) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに関する意識の変化】



【出典】令和2年度男女共同参画白書

- 令和元年度県民意識調査によると、「男性は仕事，女性は家庭」という考え方については，「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が67.3%（男性60.8%，女性72.4%）となっています。

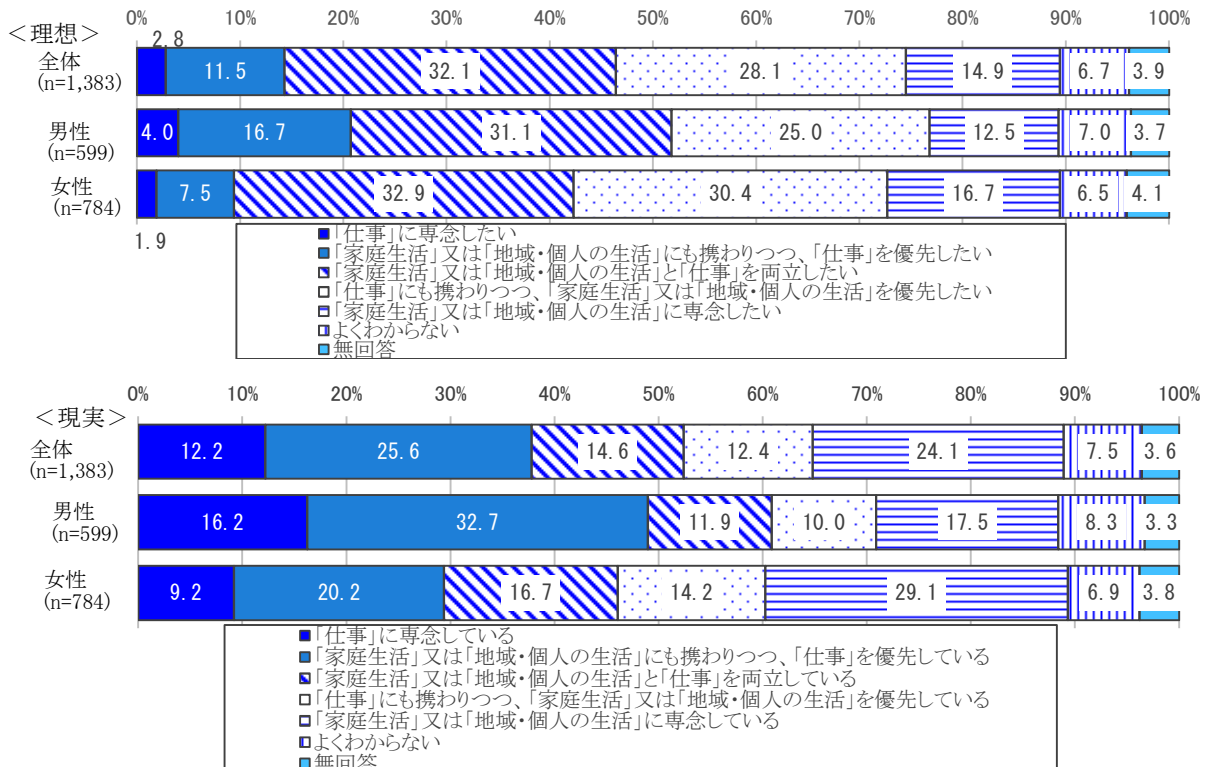
【図 10_ (茨城県) 「男性は仕事，女性は家庭」という考え方】



出典：令和元年度県民意識調査

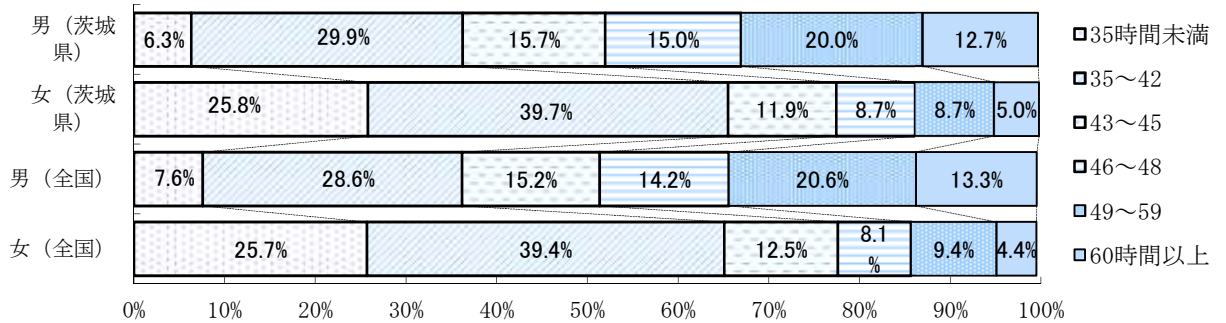
- 令和元年度県民意識調査によると，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について，理想では，『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したいが男女ともに約3割（男性：31.1%，女性：32.9%）と最も高くなっています。
- しかし，現実では，男性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ，『仕事』を優先しているが32.7%と最も高く，また，女性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』に専念しているが29.1%と最も高くなっており，理想と現実の間に乖離が生じています。

【図 11_ (茨城県) 仕事と生活の調和の理想と現実】 【出典】 令和元年度県民意識調査



- 1 • 年間就業日数が200日以上の本県の雇用者で週に60時間以上働いている者
 2 は、女性が全体の5.0%なのに対し、男性は12.7%にのぼり、全国同
 3 様に、男性の長時間労働がみてとれます。

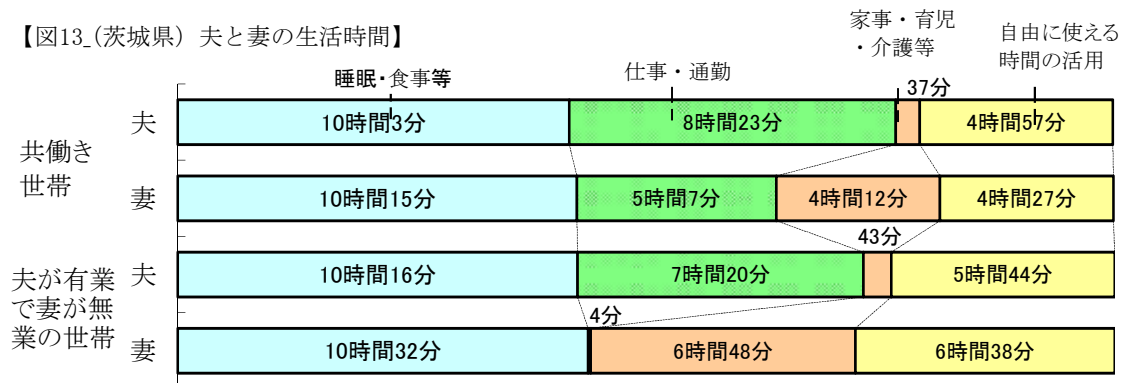
【図12_(茨城県・全国)週60時間以上就業している雇用者の割合】



【出典】平成29年「就業構造基本調査」(総務省)

- 4
 5 • 夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、共働き世帯において37分、
 6 夫が有業で妻が無業の世帯において43分と、どちらも妻が携わる時間(共
 7 働き世帯4時間12分、夫が有業で妻が無業の世帯6時間48分)と比較し
 8 て非常に少なくなっています。

【図13_(茨城県)夫と妻の生活時間】

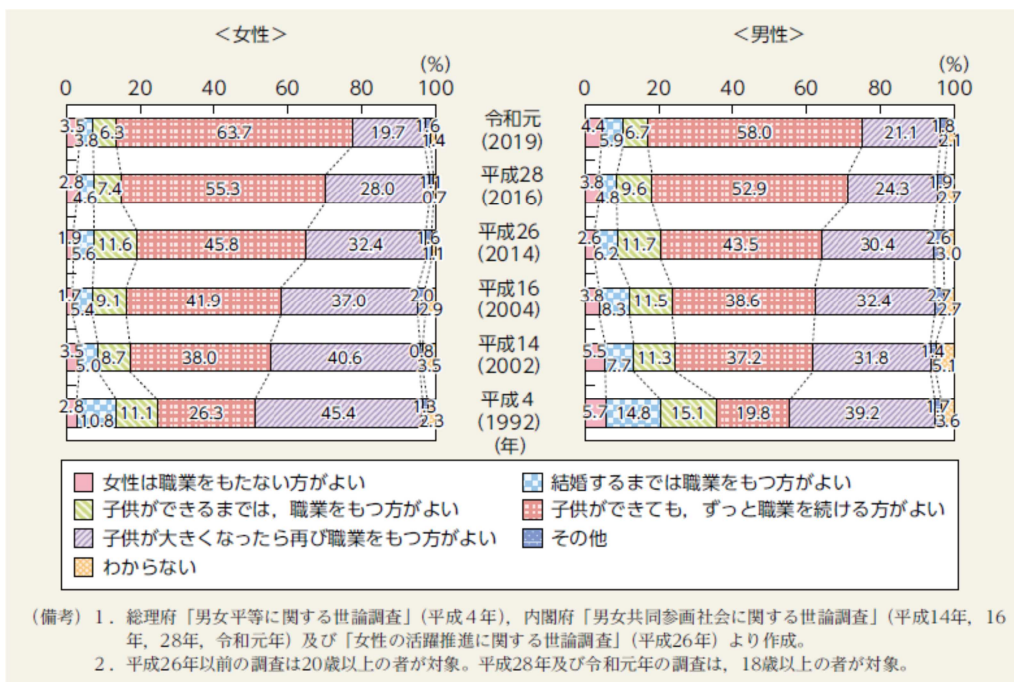


【出典】平成28年「社会生活基本調査」(総務省)

3 働き方の変化

- 21 • 女性が職業を持つことに対する意識について、平成4(1992)年からの
 22 変化を男女別にみると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」
 23 の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を続
 24 ける方がよい」の割合が増加しています。内閣府の平成28(2016)年度の
 25 調査では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が、
 26 男女とも初めて5割を上回り、令和元(2019)年度の調査では、女性63.7%、
 27 男性58.0%と、男女ともに、6割前後まで上昇しています。

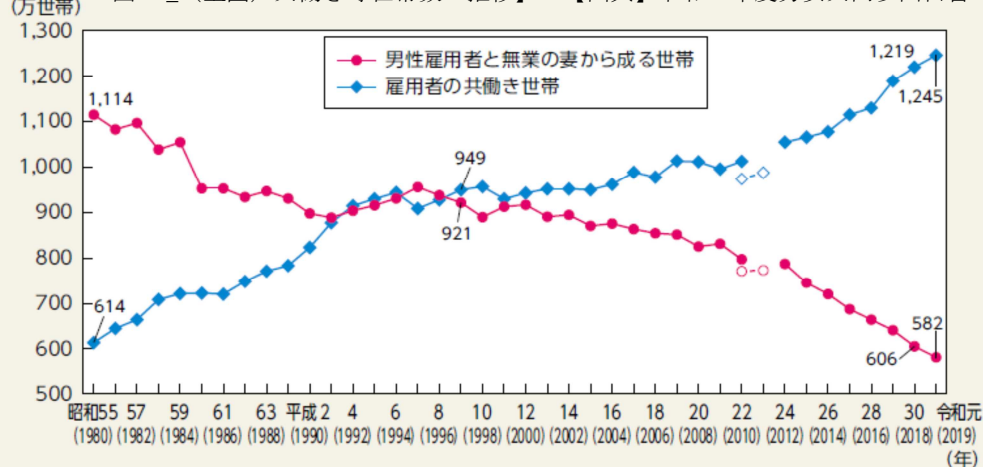
【図 14_ (全国) 女性が職業を持つことに対する意識の変化】



【出典】 令和2年度男女共同参画白書

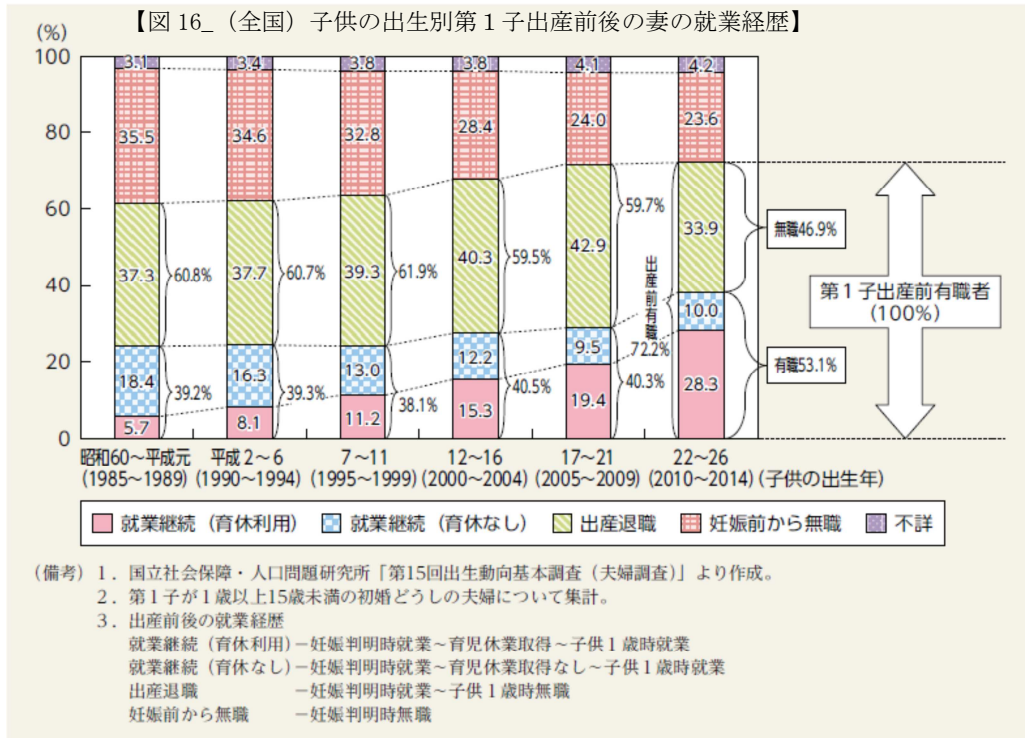
内閣府の令和2年版男女共同参画白書によると、昭和55(1980)年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加しています。平成9(1997)年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24(2012)年頃からその差は急速に拡大しています。令和元(2019)年には、雇用者の共働き世帯が1,245万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が582万世帯となっています。

図 15_ (全国) 共働き等世帯数の推移 【出典】 令和2年度男女共同参画白書



(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

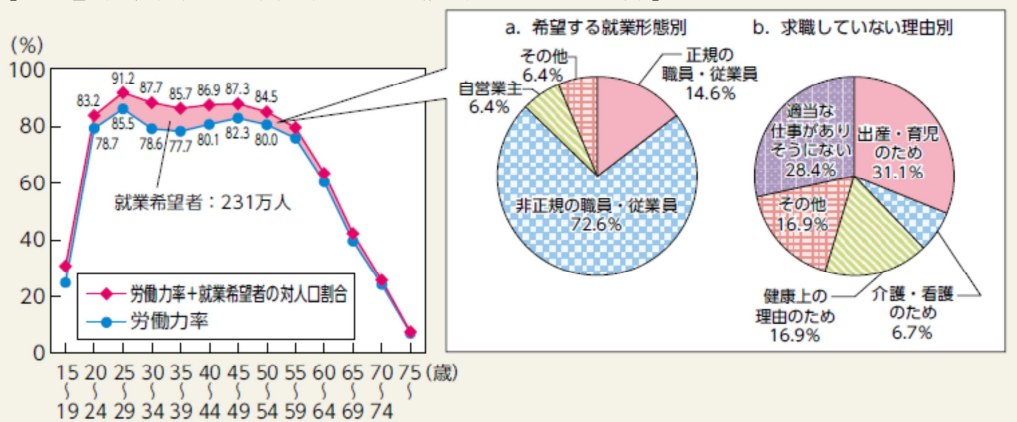
- また、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇しています。これまでは、4割前後で推移してきましたが、最新の調査では約5割へと上昇しました。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は大きく上昇しました。



【出典】令和2年度男女共同参画白書

- 女性の労働力率を年齢階級別にみると、徐々に改善はしてきているものの、依然として30歳代を底とするM字カーブを描き、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。しかし、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみると、M字のくぼみは小さくなります。

【図 17_ (全国) 女性の就業希望者の内訳 (令和元(2019)年)】

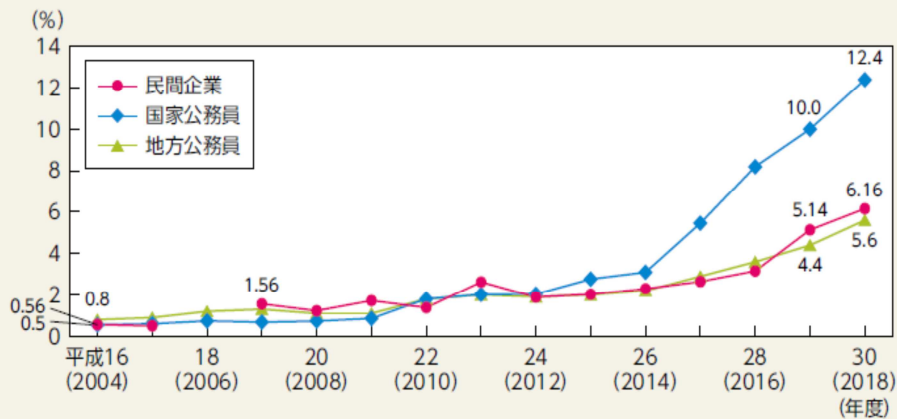


(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(令和元年)より作成。
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「労働力人口」+「就業希望者」/「15歳以上人口」×100。
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
 4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

【出典】令和2年度男女共同参画白書

- 平成 30(2018)年度の男性の育児休業取得率は、民間企業が 6.16%、国家公務員が 12.4%、地方公務員が 5.6%で、近年上昇していますが、いずれも女性（民間企業 82.2%、国家公務員 98.5%、地方公務員 99.4%）と比較すると、依然として極めて低水準にあり、男女間で大きな差があります。

【図 18_男性の育児休業取得率の推移】



- (備考) 1. 国家公務員は、平成17年度までは総務省、平成18年度から22年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成23年度及び24年度は総務省・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成26年度以降は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 民間企業は、「雇用均等基本調査」より作成。
4. 育児休業取得率の算出方法は、国家公務員・地方公務員は当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合。民間企業は、調査時点の前々年度の10月1日～前年度の9月30日に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点（10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む）の割合である。
5. 東日本大震災のため、国家公務員の平成22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の平成22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

【出典】令和2年度男女共同参画白書

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

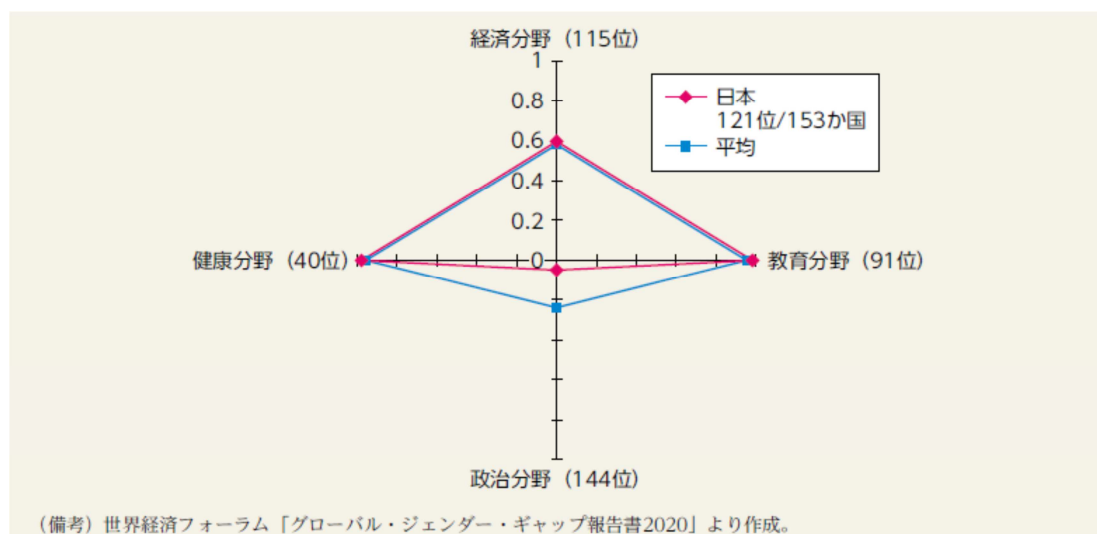
基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

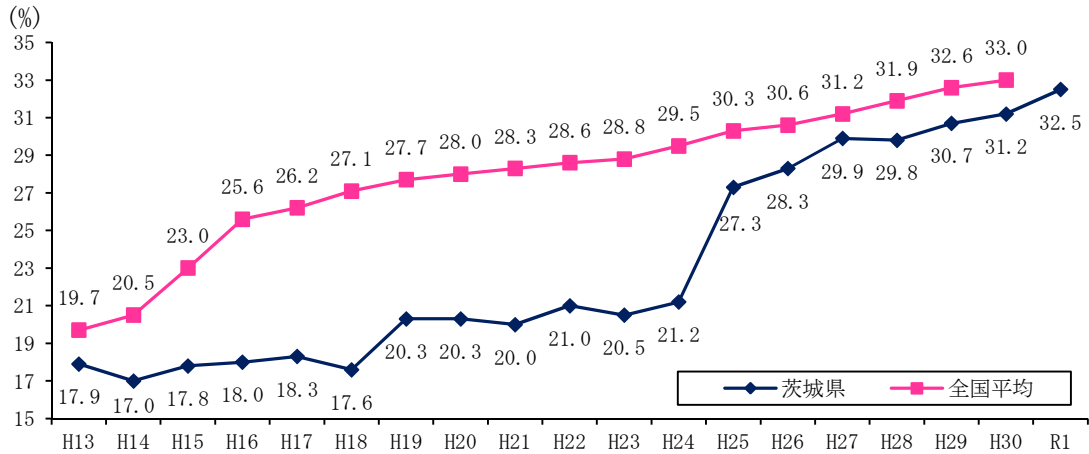
<現状と課題>

- 県の第3次男女参画基本計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年）、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正（令和元年）など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進みました。
- しかしながら、国際的に見てみると、SDGs（持続的な開発目標）のすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現やジェンダー視点の主流化に沿った取組が各国で加速されるなか、日本の女性の参画は低い水準に留まっており、世界経済フォーラム(WFE)の2019年版「ジェンダーギャップ指数」では、日本は調査対象国153か国中121位でした。
- 本県における管理的地位にある女性の割合は、年々上昇しているものの、全国平均と比べると低い状態にあります（平成29年就業構造基本調査における管理的職業従事者に占める女性割合：全国14.8%、本県14.2%）。
- 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

【図19_各分野におけるジェンダーギャップ指数(2019)】

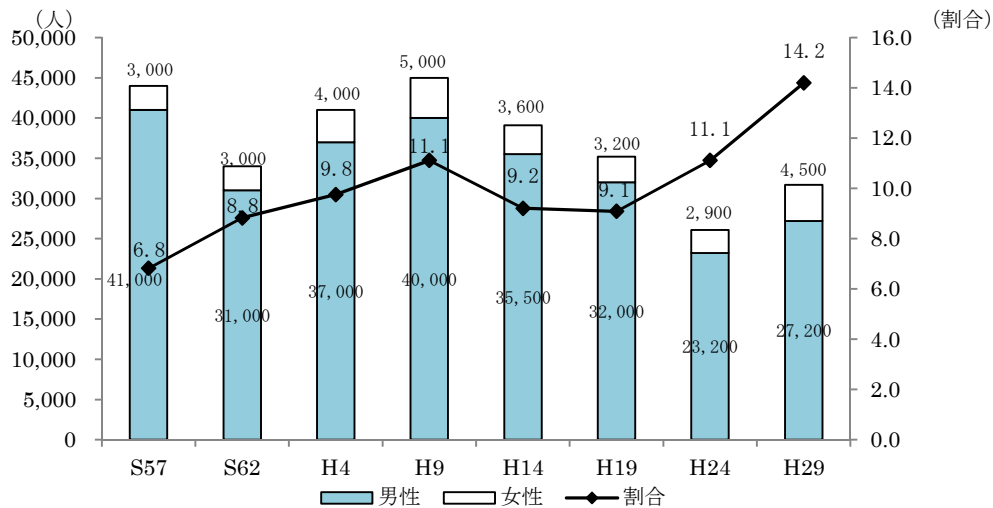


【図 20_ (茨城県・全国) 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合の推移】



【出典】 全国は内閣府調べ (調査年月は各都道府県によって異なる。)
 県は女性活躍・県民協働課調べ (各年度末現在)

【図 21_ (茨城県) 管理的職業従事者及び女性割合の推移】



(全国) 管理的職業従事者及び女性割合の推移 (人, %)

	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29
総数	2,489,000	2,247,000	2,376,000	2,311,000	2,046,500	1,797,200	1,427,100	1,528,100
女性	177,000	196,000	237,000	235,800	225,900	200,600	191,800	226,600
割合	7.1	8.7	10.0	10.2	11.0	11.2	13.4	14.8

【出典】 「就業構造基本調査」 (総務省)

(注1) 平成24年調査より21年基準の日本標準職業分類が適用されているため、データは完全には接続していない。

(注2) 平成9年調査までは千人単位で公表されている。

(注3) 管理的職業従事者とは、会社役員、会社管理職、管理的公務員等をいう。

(茨城・全国) 都道府県の公務員 (県職員で教育関係機関の教育職を除く) の女性管理職 (課長相当級以上) への登用状況の推移 (%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
茨城県	2.1	2.4	2.4	2.3	2.4	2.9	2.9	3.2	3.0	4.1	5.4	6.2	6.2	7.0	6.4
全国	4.8	5	5.1	5.4	5.7	6	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7	10.3

【出典】 内閣府男女共同参画局資料より作成

(注1) 管理職の女性比率は、原則4月1日現在で調査しているが、都道府県の事情により時点が異なることもある。

(注2) 全国平均は、都道府県の管理職総数に占める女性管理職の割合。

1 **<主な取組>**

2 **(1) 地方自治体や企業・団体等における女性の参画拡大**

- 3 ○ 女性人材や女性リーダーの育成に取り組むとともに、企業・団体等における
4 政策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。
5 ○ 地方自治体においても、公務員法制上の平等の取り扱いの原則や成果主義
6 の原則に留意しつつ、女性の登用拡大を図ります。
7 ○ 県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的措置(ポジ
8 ティブ・アクション)を講じるように努めます。

9
10 **施策の方向性(2) 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和**

11 **<現状と課題>**

- 12 ○ 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよ
13 う、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた社会の実現が
14 求められています。
15 ○ 新型コロナウイルス感染症の流行拡大などの非常時には、男性に比べ非正
16 規雇用労働者の割合が高い女性がより職を失いやすくなる懸念がある一方、
17 感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、
18 多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性もでてきています。

19
20 **<主な取組>**

21 **(1) ワーク・ライフ・バランスの実現**

- 22 ○ 県内中小企業の働き方改革を促進するため、多様な働き方が可能な労働環
23 境の整備と生産性の向上に意欲的に取り組む企業を育成し、その成果等をS
24 NSなど多様な方法で情報発信します。
25 ○ 経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき働き方改革推進会議」に
26 において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対す
27 る意識醸成を図ります。

28 **(2) 女性が活躍できる働き方の実現**

- 29 ○ 職業生活における女性の活躍を推進するため、企業や関係団体と連携して、
30 事業者・団体のトップの意識改革を促進するとともに、女性が就業しやすく
31 持続可能で多様な働き方のできる環境を整備します。
32 ○ 出産・育児・介護など様々な制約を持つ女性が社会で活躍できる労働環境
33 づくりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等へ
34 の参画促進を図ります。
35 ○ 女性のキャリア形成を支援するため、気軽に相談できる女性向け職業相談
36 窓口を設置し、仕事と育児の両立など働き続けていく上での悩みや心配事につ
37 いての相談・助言を行うとともに、女性ロールモデルなどの情報を収集・
38 発信する取組を推進します。

- 1 ○ 女性の起業や就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達
2 できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。

3 **(3) 安心して就労できる環境づくり**

- 4 ○ 勤労者福祉の増進と安定した労使関係の形成を促進するため、労働福祉団
5 体等に対する支援や勤労者に対する労働相談等を行います。
- 6 ○ 女性や若年者を含む求職者の正規雇用化を推進するため、いばらき就職支
7 援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介
8 までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職
9 を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。
- 10 ○ セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止する
11 ため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図り、
12 男女が互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会
13 の実現に取り組みます。

16 **施策の方向性(3) 地域における男女共同参画の推進**

17 **<現状と課題>**

- 18 ○ 将来にわたって活力のある社会を維持していくためには、一人ひとりが夢
19 や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会
20 の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力あ
21 る多様な就業の機会の創出を一体的に進めることが重要です。
- 22 ○ 大学等の卒業後に、県外へ就職する者が多いなど、特に若い世代の女性の
23 県外流出が進み労働力人口の減少が予測されるなか、若者の地元定着や、時
24 代が必要とする人材の育成が求められています。
- 25 ○ 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地
26 方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの
27 活用が進み、地方の女性の働き方に関する新たな可能性もでてきています。
- 28 ○ 農山漁村が有する潜在力を十分に引き出すため、農山漁村における女性の
29 政策・方針決定過程への参画の促進など、女性の更なる活躍が求められてい
30 ます。

32 **<主な取組>**

33 **(1) 地域力を高める人材育成・コミュニティづくり**

- 34 ○ 地域課題の解決や地域の活性化を図るうえで、必要なコミュニケーション
35 能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身に付けるために、女性を含む若
36 者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくり、そのための学習の場
37 づくりを支援します。
- 38 ○ 防災、防犯、子どもや高齢者の見守り、社会教育・まちづくりなどの課題

1 に対応するため、県民・NPO・行政等が連携・協働し、女性の視点を取り
2 入れた地域コミュニティの形成を支援します。

3 (2) UIJターンの促進

- 4 ○ 若者や専門知識を有する人材が本県に環流する取組への支援や大学・産業
5 界、市町村との連携を進め、東京圏からのUIJターンと県内定着を促進し
6 ます。

7 (3) 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり

- 8 ○ 経営感覚に優れた農業経営者を育成するため、意欲ある農業者に対し、産
9 学官が連携して、経営管理や生産技術に関する総合的な学びの場を提供しま
10 す。
- 11 ○ 就農希望者が円滑に就農でき、その後も前向きに農業経営に取り組み、か
12 つ定着できるよう、産地等における受入体制の整備や就農後の相談体制の強
13 化を図ります。

14 (4) 地域・農山漁村における女性の参画拡大

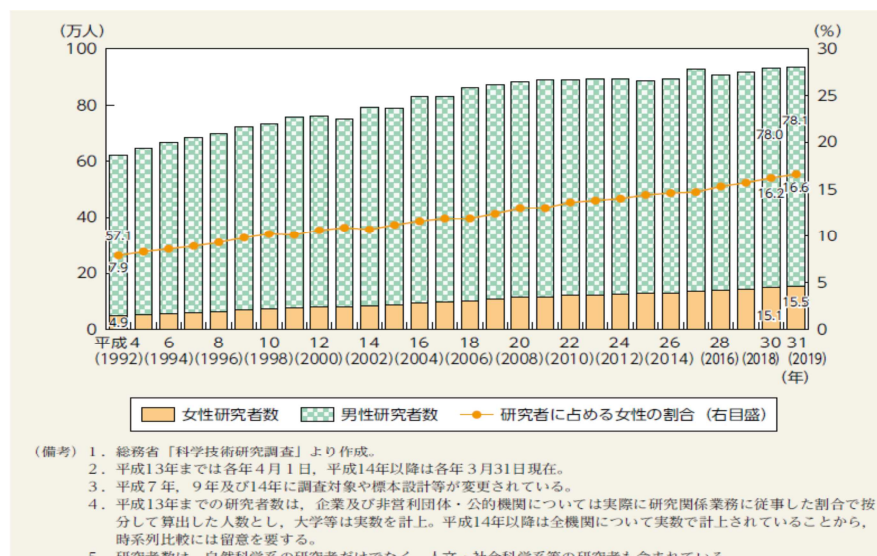
- 15 ○ 女性人材や女性リーダーの育成に取り組むとともに、地域の役員や農業
16 委員など政策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。

19 施策の方向性(4) 科学技術・学術における男女共同参画の推進

20 <現状と課題>

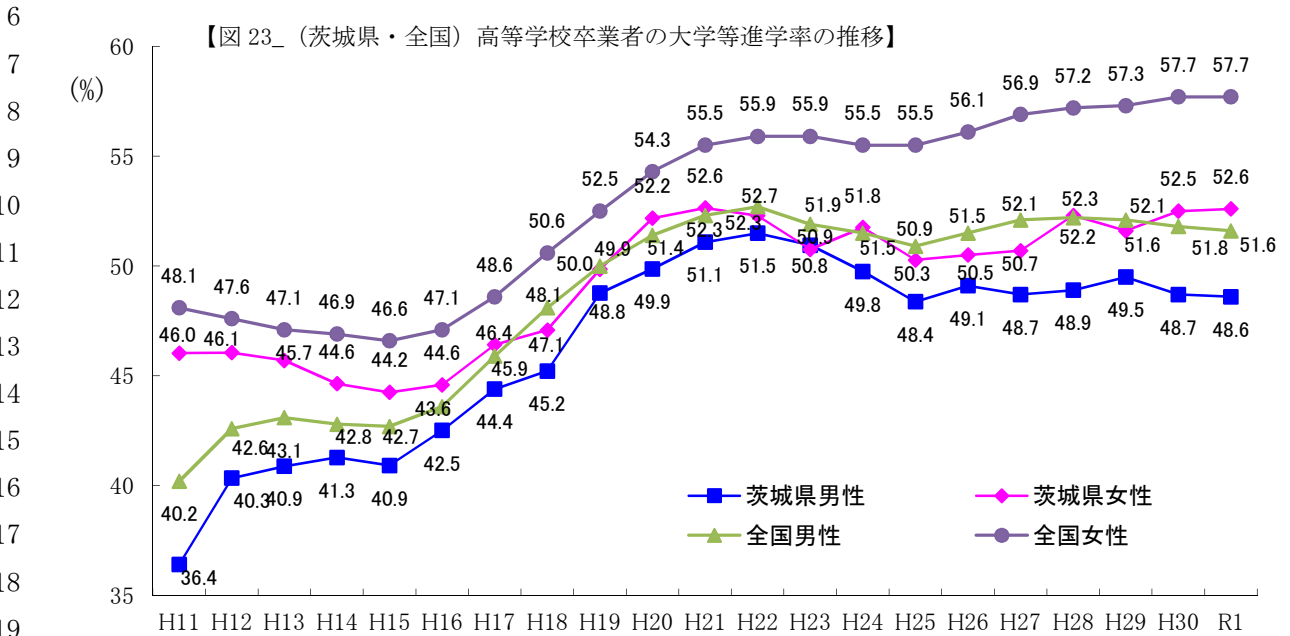
- 21 ○ 近年活発になっているIoTやビッグデータ、AI等の最先端技術の開発
22 及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画
23 し、その恩恵を享受できることが重要です。
- 24 ○ 研究職・技術職に進む女性を増やし、次世代を担う女性の科学技術人材を
25 育成することも重要です。

27 【図 22_ (全国) 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移】 【出典】令和2年度男女共同参画白書

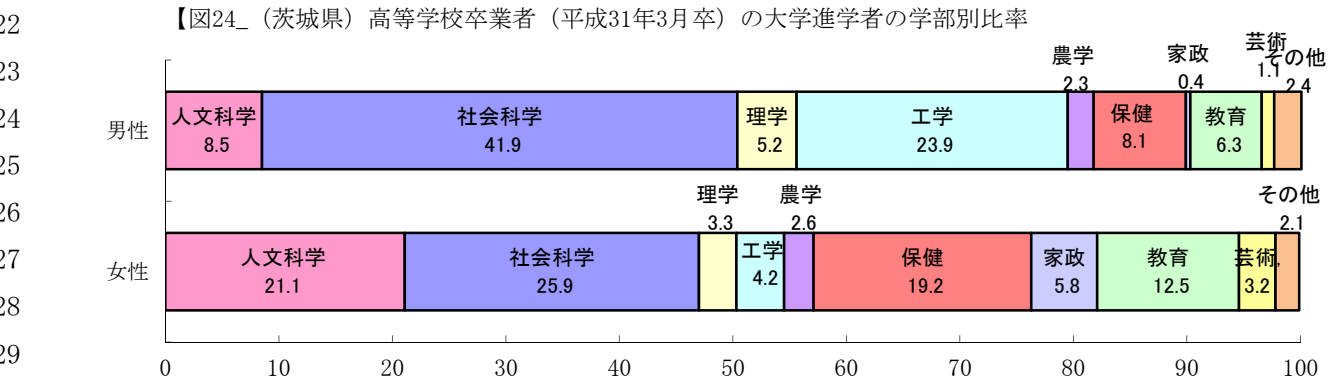


1 ○ 本県における高等学校卒業者の大学等進学率（大学，短期大学等に進学する者の割合）は，平成20年以降，男女とも5割程度で推移しています。

2
3 また，大学進学者の学部別比率は，男性が社会科学系，工学系への進学比率が高いのに対し，女性は人文科学系，社会科学系，保健関係（薬学・看護）への進学比率が高くなっています。



19 【出典】「平成30年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」（県教育庁総務課）（平成30年5月1日現在）



30 【出典】「平成30年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」（県教育庁総務課）（平成30年5月1日現在）

33 <主な取組>

34 (1) 理工系分野への女性の参画拡大

35 ○ 科学技術・学術分野など，女性が新たに活躍できる職域を拡大する取組を支援します。

37 (2) 科学技術を担う人材育成

38 ○ 科学技術を担う「人財」を育成するため，小中学校における体験活動を重

1 視した理数教育の充実を図るとともに、高等学校においては「スーパーサイ
2 エンスハイスクール」認定校の活動の充実を図ります。

- 3 ○ 科学技術イノベーション分野における次世代のグローバルリーダーの育
4 成や女性の参画拡大のため、生徒等に理工系分野への進学を促す機会を提供
5 します。

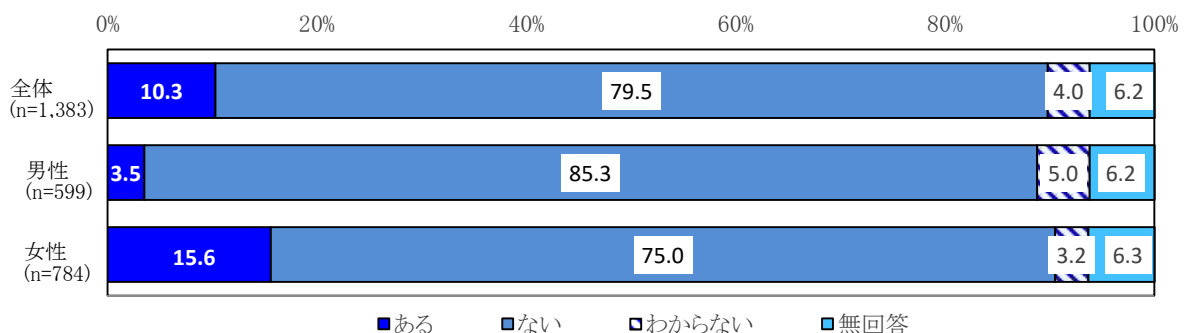
8 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

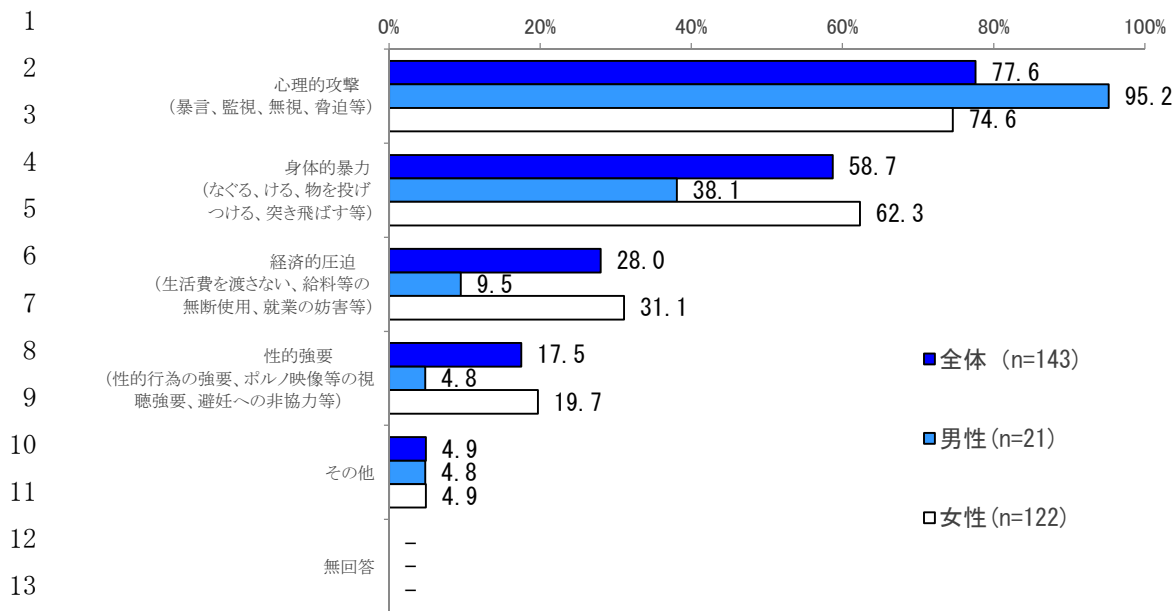
10 施策の方向性(1) あらゆる暴力の根絶

11 <現状と課題>

- 12 ○ 男女間のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、
13 性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハ
14 ラスメントに、的確に対応する必要があります。
- 15 ○ 令和元年度県民意識調査によると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験に
16 ついては、「ある」が 10.3%となっています。暴力の内容については、「心理
17 的攻撃」が 77.6%と最も高く、次いで「身体的暴力」が 58.7%、「経済的圧迫」
18 が 28.0%となっています。性別にみると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験
19 が「ある」と回答した割合は、女性（15.6%）が男性（3.5%）より高くなっ
20 ています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家庭内の暴力の
21 増加や深刻化が懸念されています。
- 22 ○ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題など、子供、
23 若年層に対する性的な暴力が大きな社会問題となる中、関係機関が密接に連
24 携した対応が求められています。

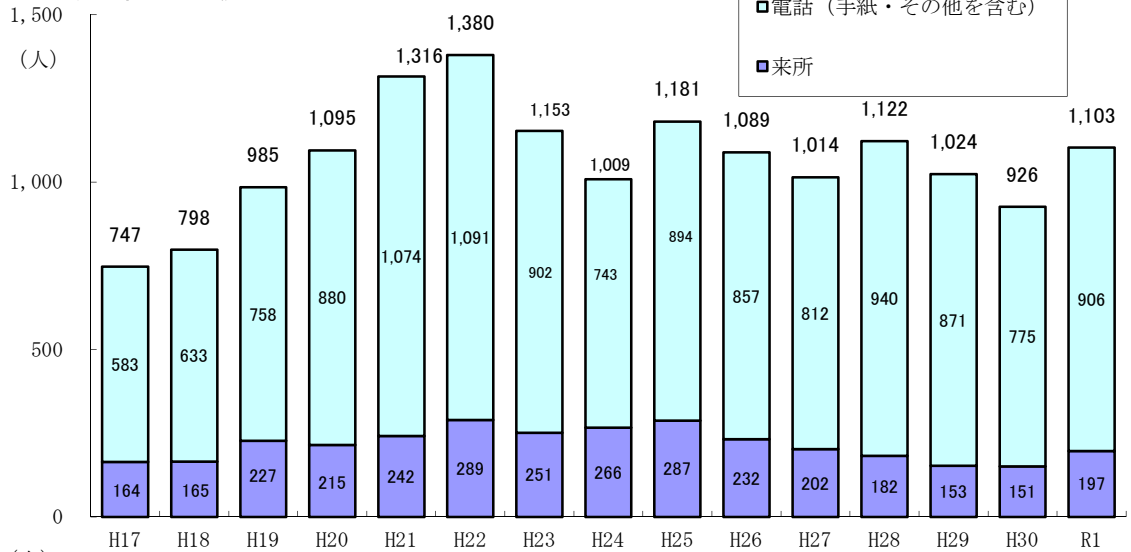
25
26 【図 25_ (茨城県) 配偶者（元配偶者を含む。）や恋人から暴力を受けた経験のある人の割合と暴力の内容】



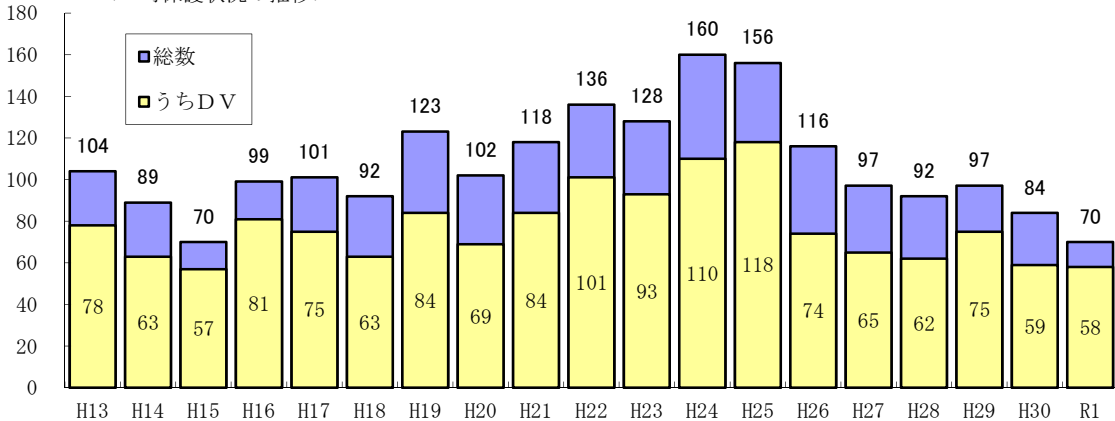


【出典】令和元年度県民意識調査

【図 26_ (茨城県) 女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) におけるDV相談及び一時保護状況】
 < DV相談状況の推移 >



< 一時保護状況の推移 >

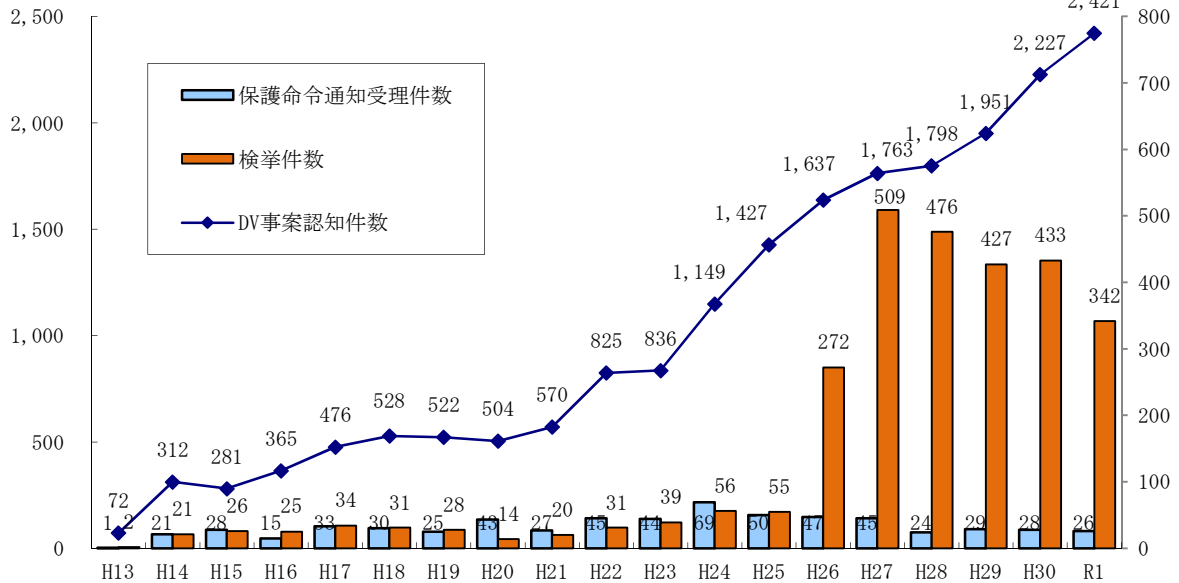


【出典】青少年家庭課調べ

【図 27_ (茨城県) 県警本部におけるDV事案認知件数, 検挙件数及び保護命令通知受理件数】

(DV 事案認知件数)

(保護命令受理
件数, 検挙件数)



【出典】茨城県警察本部人身安全対策課調べ（各年 12 月末現在）

＜主な取組＞

(1) あらゆる暴力の根絶, 被害者の保護・支援に向けた環境づくり

- ストーカー・DV事案, 性犯罪等に迅速かつ的確に対処するとともに, 犯罪被害者やその家族等への支援を適切に行うため, 被害者等が相談しやすい環境の整備や民間団体と連携した支援体制づくりを推進します。
- 児童虐待事案の被害防止, 拡大防止を図るため, 県・警察・教育委員会が情報共有を行うなど緊密に連携し, 虐待事案等の早期発見に努めるとともに, 被害を受けた児童の安全確保を図ります。

(2) 男女が互いの人権を尊重する社会づくり

- セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止するため, 固定的な性別役割分担意識の解消など, 男女が互いに人権を尊重し, 暴力を容認しない社会環境づくりに向けた意識啓発を図ります。

施策の方向性(2) 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

＜現状と課題＞

- 経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として, 女性は貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。特に, 新型コロナウイルス感染症の拡大は, 女性など社会的に弱い立場にある者に, より深刻な影響をもたらしています。

- 1 ○ 貧困等生活上の困難を解消し、その影響を断ち切るためには、子供の貧困
2 対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った、切れ目のない支援が必要です。

4 <主な取組>

5 (1) 持続可能で多様な働き方の実現

- 6 ○ 出産・育児・介護など様々な制約を持つ女性が社会で活躍できる労働環境
7 づくりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等
8 への参画促進を図ります。

9 (2) 困難を抱える子どもへの支援

- 10 ○ 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう「教育支
11 援」、「生活支援」、「就労支援」及び「経済的支援」に重点的に取り組み、子
12 どもの貧困対策を推進します。
13 ○ 生活困窮世帯の子どもに対して、学び直しの機会の提供や学習習慣などを
14 身につけさせる学習支援事業の実施を促進するとともに、支援内容の充実を
15 図ります。

16 (3) 誰もが教育を受けることができる社会づくり

- 17 ○ 家庭の経済的状況等を踏まえ、市町村が実施する就園奨励事業や就学援助
18 事業など経済的支援の周知を図り、教育機会の確保に努めます。
19 ○ 経済的理由に左右されず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち
20 込めるよう、奨学金貸与制度を実施し、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

21 (4) ダイバーシティ社会へ向けて

- 22 ○ 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人
23 種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認
24 め合うための共同参画の取組を推進します。
25 ○ 女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、性的指向・性自認を理由とす
26 る不当な差別的取扱いなど様々な人権問題に対応するため、人権啓発推進セ
27 ンターにおいて、各相談機関と連携した人権相談を実施します。

30 施策の方向性(3) 生涯を通じた健康支援

31 <現状と課題>

- 32 ○ 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に
33 対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当た
34 った前提となります。
35 ○ 心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手す
36 ることは、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性の
37 心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフス
38 テージごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス

1 /ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が重要です。

2 ○ また、成育医療の観点から、学童・思春期からの健康教育を充実させると
3 とともに、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような
4 支援や、不妊治療と仕事の両立支援も必要です。

5 ○ 健康寿命と平均寿命の差は男性に比べて女性の方が大きくなっています。
6 人生 100 年時代を見据えて、一人ひとりのヘルスリテラシー（健康情報を入
7 手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力）を向上させるな
8 どの支援が必要となっています。

9 10 <主な取組>

11 (1) 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進

12 ○ エイズ・性感染症やがんに関する正しい知識が身に付くよう、児童生徒を
13 対象とした講演会や各種防止教室（飲酒・喫煙・薬物乱用）を開催するなど、
14 健康教育の充実を図ります。

15 ○ 健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動の推進を図るとともに、食育
16 を推進し、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の
17 定着を図ります。

18 (2) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

19 ○ 妊娠や出産にかかる様々な不安を解消するため、妊娠等電話相談窓口の設
20 置や、産後に助産師が自宅を訪問する出張相談の実施など、安心して子ども
21 を産み育てることのできる相談体制を整備します。

22 ○ 医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、総合的な小児・周
23 産期医療体制の充実を図ります。

24 ○ 不妊に悩む夫婦への支援のため、高額になる特定不妊治療に要する費用の
25 一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

26 (3) 人生百年時代を見据えた健康づくり

27 ○ 乳がん、子宮がんなどのがん検診の普及啓発を進めるとともに患者・家族
28 への支援の充実を図るなど、総合的ながん対策を推進します。

29 ○ 生活習慣病を予防するため、健康づくりキャンペーンやヘルスロードの取
30 組による普及啓発や、循環器疾患や糖尿病重症化予防など疾病対策を推進し
31 ます。

32 33 34 施策の方向性(4) 防災・復興における男女共同参画の推進

35 <現状と課題>

36 ○ 東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の経験を教訓として、
37 災害への備えや地域防災力の強化、発災時の応急対策などの充実が求められ
38 ています。

- 1 ○ 平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要
2 であるとともに、非常時において、増大する家事・育児・介護等の家庭責任
3 が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力が生じるなどの困難が深刻化し
4 ないような配慮が求められています。
- 5 ○ しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こる中で、いまだ、
6 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い
7 難い状況です。

8 9 <主な取組>

10 (1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

- 11 ○ 地域の防災リーダーとなる人材の育成・確保、自主防災組織の充実や学校
12 防災の向上等による自発的な地域防災を支援するとともに、男女のニーズの
13 違いを踏まえた防災対策の取組を促進します。
- 14 ○ 地域防災体制の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保等
15 のためのPRや支援を行います。

16 17 18 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

19 20 施策の方向性 (1) 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

21 <現状と課題>

- 22 ○ 令和元年度県民意識調査によると、様々な分野における男女の地位は、「学
23 校教育の場」では、男性女性ともに「平等である」と回答した割合が高い一
24 方で、「社会全体」、「家庭生活（家事・育児など）」、「政治の場」では、「平等
25 である」と回答した割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。
- 26 ○ 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個
27 性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現や、
28 男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備が求められてい
29 ます。

30 31 <主な取組>

32 (1) 誰もが能力を発揮できる社会づくり

- 33 ○ あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固
34 定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。

35 (2) 安心して子供を育てられる社会づくり

- 36 ○ 待機児童ゼロを実現するため、保育所等の整備を進めるとともに、多様な
37 保育ニーズに対応します。
- 38 ○ 仕事と育児を両立するための基盤づくりとなる、放課後児童クラブの整

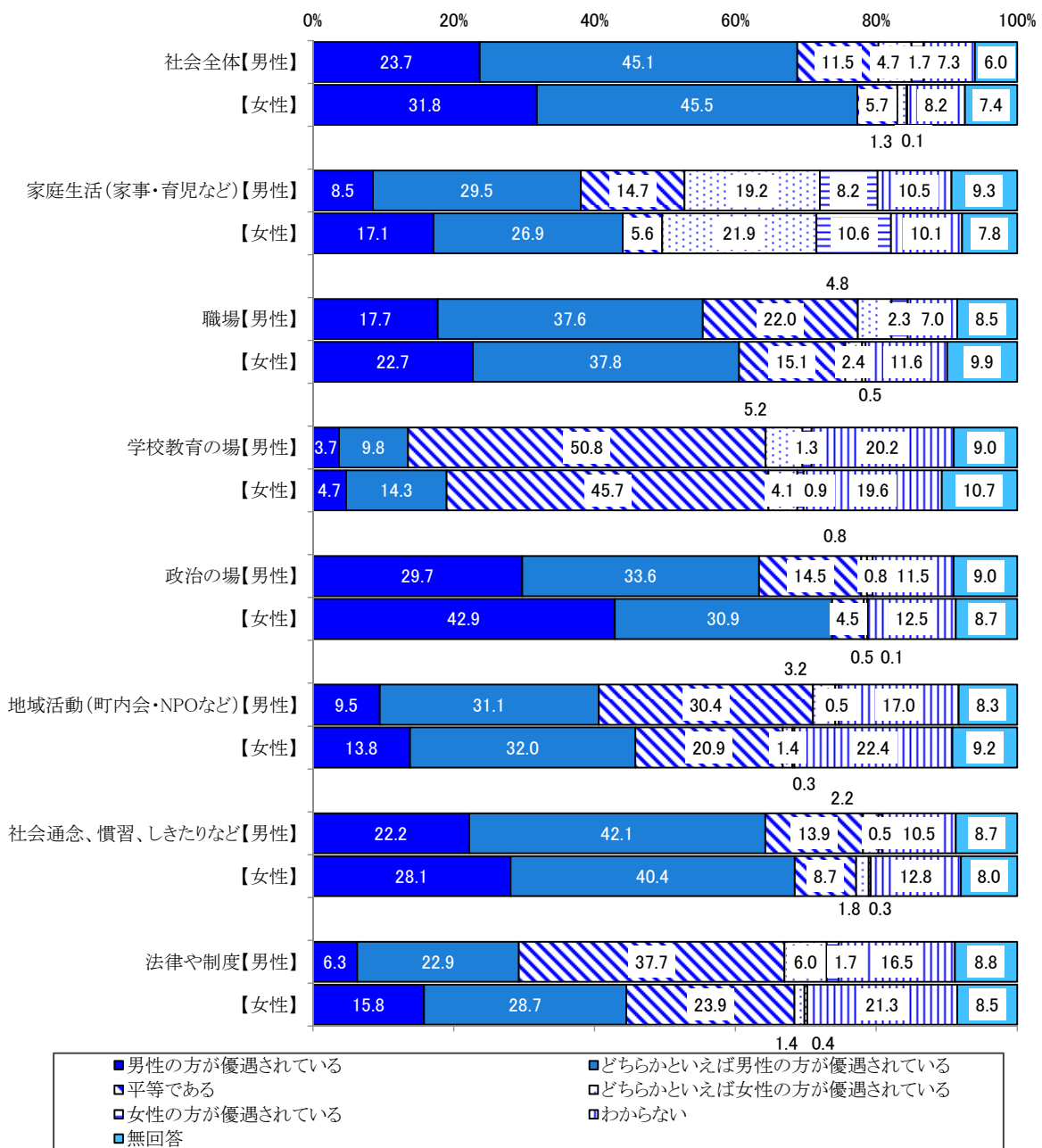
備を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ります。

- 地域の子育て支援の充実を図るため、親子の交流や育児不安等についての相談、支援等を行う子育て支援拠点づくりなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

- 仕事と介護を両立するための基盤づくりとなる、茨城型地域包括ケアシステムを構築するとともに、地域の医療・介護関係者など多職種協働による支援を推進します。

【図 28_ (茨城県) 男女共同参画社会について (各分野の男女の地位)】



【出典】令和元年度県民意識調査

1 **施策の方向性(2) 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革，理解の促進**
2 **<現状と課題>**

- 3 ○ 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており，法制度の整備も進
4 んできましたが，依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一
5 つとして，働き方・暮らし方の根底に，長年にわたり人々の中に形成された
6 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念，アンコンシャス・
7 バイアス（無意識の思い込み）があることが挙げられます。
- 8 ○ 子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず，
9 また，押し付けない取組，男女双方の意識を変えていく取組が重要です。
- 10 ○ 人生のステージに応じた多様な働き方，学び方，生き方の選択を可能にす
11 る教育・能力開発・学習機会の充実が求められています。
- 12 ○ 各種メディアを通じて幅広い情報を提供・発信することによって，より多
13 くの県民に男女共同参画の理解を促進し，意識を高めることが期待できます。
14 併せて，各種メディアの情報を，各人が主体的に正しく理解するため，メ
15 ディアリテラシーを向上させるための教育が必要です。

16
17 **<主な取組>**

18 **(1) 一人ひとりが尊重される社会づくり**

- 19 ○ あらゆる世代を対象に，男女共同参画社会を実現するため，理解促進や固
20 定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。
- 21 ○ 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて，各分野における性別，人
22 種，年齢，性格，学歴，価値観，マイノリティなどの多様性を受け入れ，認
23 め合うための共同参画の取組を推進します。
- 24 ○ 人権教育を学校教育，社会教育の両面から推進するとともに，地域におけ
25 る人権啓発活動の指導者を育成します。

26 **(2) キャリア教育による将来の目標づくり**

- 27 ○ 中学生が望ましい職業観や社会のルール等を学び，主体的，創造的に生き
28 ていくことができるよう，職場体験などの体験活動を通して資質や能力の育
29 成を図ります。
- 30 ○ 高校生の職業観の醸成やキャリア形成支援を図るため，就業体験や女性ロ
31 ールモデルをはじめとした卒業生・職業人との交流などの体験的な学習の機
32 会を計画的・系統的に提供します。
- 33 ○ 子どもたちが，自ら課題を見つけ，その解決に向けて行動できるよう支援
34 するとともに，行動の成果を発表する場を提供し，高い創造意欲を持ちリス
35 クに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップを醸成します。

36 **(3) 生涯にわたる学びのすゝめ**

- 37 ○ 身近な社会教育施設の機能を充実するとともに，ICT学習やリカレント
38 教育を推進し，生涯にわたる学びの機会を提供します。

1 (4) **正しいメディアとのつきあい方**

- 2 ○ 青少年の安心安全なインターネット利用を図るため、情報モラル教育の充
3 実を図ります。

7 **Ⅱ 推進体制と進行管理**

8 **1 県の推進体制の充実**

9 (1) **茨城県男女共同参画審議会の運営**

10 県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための
11 調査審議機関として、茨城県男女共同参画審議会を運営し、県事業の進捗状
12 況の確認などを実施します。

13 (2) **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進**

14 県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的改善措置を
15 講じるように努めます。

16 (3) **男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営**

17 茨城県男女共同参画推進条例第 14 条の規定により、男女共同参画の推進
18 に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理する
19 ために必要な体制として、第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処
20 理委員会を運営します。

21 (4) **いばらき女性活躍推進会議の運営**

22 国、県、市町村、経済団体、農業団体、労働者団体により構成する「いば
23 らき女性活躍推進会議」を中心に、働く女性が活躍できる社会の実現に向け
24 た取組を官民連携のもと実施します。

25 (5) **ダイバーシティ推進センター（旧男女共同参画センター）の充実強化**

26 男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進に加え、誰もが能力を発揮し、
27 活躍できる社会の実現を目指すための拠点施設である「ダイバーシティ推進
28 センター」において、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供などの機
29 能の充実・強化を図ります。

30 (6) **茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進**

31 県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の
32 収集・提供、相談窓口の紹介などの情報提供、男女共同参画の推進に資する
33 地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。

34 (7) **男女共同参画に関する情報の収集と提供、意識や実態の調査研究**

35 男女共同参画を効果的に推進していくため、国や他の地方公共団体の取組、
36 事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに、
37 県民の意識や実態を把握するための調査を定期的実施します。

1 **2 連携の強化**

2 県民，事業者，関係団体，NPO，国，市町村など多様な主体との緊密な連
3 携のもと，男女共同参画の社会の実現に向けた取組を推進します。

4
5 **3 進行管理等**

6 **(1) 進行管理**

7 計画に基づき，進行管理は男女共同参画施策の推進を図るとともに，その
8 実施状況や男女共同参画に関連の深い統計調査の数値を指標として活用し，
9 男女共同参画の進捗状況を把握します。

10 **(2) 公表**

11 男女共同参画の推進に資するため，男女共同参画の県の取組や進捗状況を
12 取りまとめた年次報告書を作成し，県民に公表します。